

NAHA NAVI 一般用 広告のご案内

県内に来られる観光客の皆様へのアピールに、
NAHA NAVI一般用をご利用ください。
 (沖縄に来られる観光客へ旅行社等を通して広くへ配布しています。)

NAHA NAVI一般用は、利便性のある国際通りマップを中心に観光客に役立つ情報が満載！
那覇市観光施設、近隣ホテルはもちろん、沖縄県の県外事務所等、県外の主要施設を中心に全国配布もしています。

- 仕様／全12ページ、コート紙、両面フルカラー
- 年3回発行(発行月／5月、9月、翌1月)
- 発行部数 25,000万部／1回の発行部数(年間total 75,000部)
- 充実の誌面構成&クーポン付きの設定有り
- 実用性&保存性の高いMAP 無料配布
- 広告枠 1枠／縦6cm×横6cm

会員価格 1枠@20,000(税込) 非会員価格 1枠@35,000円

☆長期契約(1年間)割引特典有り(会員特典)

@20,000×3回 = ~~60,000~~ ⇒ **45,000(25%割引)** ※各号 ¥15,000

●申し込みにおける注意点

- ・今年度のNAHANAVI制作部数につきましては、新型コロナウイルスの影響により制作費の捻出が大変厳しい状況となり、従来の発行部数から縮小し、制作を行う運びとなりました。また、これに伴い、広告掲載料につきましては減額させて頂いております。何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。
- ・事前に年間の希望号の予約申し込みができ、申し込みは先着順となります。枠が埋まった場合は申し訳ございません。
- ・追加申し込みについては、発行月の前々月の第一金曜17:00までです。
- ・前月号の広告料金が未納の場合は、次号の掲載をお断りする場合があります。
- ・別紙「NAHANAVI広告掲出にあたっての注意事項」をご確認頂き、ご同意のうえお申し込みください
- ・NAHANAVI修学旅行版の有料広告ご案内につきましては、5月頃のご案内を予定しております。

NAHA NAVI 広告取材および校正委託先

丸正印刷株式会社 TEL : 098-835-8181



広告面



NAHA NAVI一般用 広告に関するお問い合わせは

一般社団法人 那覇市観光協会 事業課 担当:仲里

TEL.098-862-1442 FAX.098-880-6893

NAHA NAVI 2021年度号(令和3年4月～)

有料広告のご案内について

平素よりお世話になっております。2021年度につきましても、「NAHANAVI」を発行することになりました。つきましては、有料広告のご案内となります。広告案内詳細及び注意事項をご確認いただき、お申込みいただきますようお願い申し上げます。「NAHA NAVI 2021」における広告ページはページ数に限りがあり、現在ご出稿中の広告主様が優先となります。サイズアップ、新規広告ご出稿をご希望の広告主様は、広告案内詳細をご確認いただきますようお願い致します。**各号ご希望の枠数及び料金を申込書にご記入いただき、当協会へFAXにてお申込み下さい。**また、公式サイト「那覇ナビ」での広告掲載については別途直接ご相談下さい。

一般社団法人那覇市観光協会

広告申込書

一般社団法人 那覇市観光協会 行

(FAX.098-880-6893)

※申込日
2021 年 月 日

■ 会社名:

■ 担当者名:

■ TEL:() FAX:()

■ e-mail:

■ 掲載店舗名:

■ 住所:

■ TEL:() FAX:()

■ 書類等送付先住所:

■ 業種:

□ NAHA NAVI 一般用 申込

	枠数	料金
2021年 5～8月号	枠	円
2021年 9～12月号	枠	円
2022年 1～4月号	枠	円

※会員申込記入例(1枠通年の場合) ※会員申込記入例(1枠単号の場合)

	枠数	料金		枠数	料金
2021年 5～8月号	1 枠	15,000 円	2021年 5～8月号	1 枠	20,000 円
2021年 9～12月号	1 枠	15,000 円	2021年 9～12月号	枠	円
2022年 1～4月号	1 枠	15,000 円	2022年 1～4月号	枠	円

※広告掲載場所は当協会に一任とさせていただきます。予めご了承ください。

※申込みは先着順となります。枠が埋まった場合はご了承ください。

※過去掲載号の広告料金が未納の場合は、次号の掲載をお断りする場合があります。

※本案内及び別紙注意事項をご確認の上、お申し込み頂きますようお願い致します。

※NAHANAVI修学旅行版の有料広告のご案内につきましては、5月頃の予定をしております。

NAHA NAVI 広告出稿にあたっての注意事項

1 掲載基準

掲載する広告については、観光協会の広報としての品位及びイメージを損なわないもの、並びに会員間に、また観光客に不利益を与えないものとし、社会通念上に基づき掲載の可否を決定します。

次の各号に該当するものは掲載しないものとします。

- (1) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
- (2) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの
- (4) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 人権を害するおそれのあるもの
- (7) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (8) その他観光協会が広告掲載として適当でないと認めるもの

2 観光協会は、必要があると認めるときは、申込者に対し、広告の修正を求めることがあります。

3 広告料金

観光協会に指定された期日までに、観光協会の発行する請求書に従って広告料金を納入して下さい。

既納の広告料金は、原則として返還しません。

4 広告の掲載位置

広告の掲載位置は、観光協会が決定します。

5 広告原稿の作成・提出

広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、観光協会が指定した期日までに提出するものとします。

6 広告主等の責任等

- (1) 広告の内容に関する責任は、広告主等が負うものとします。
- (2) 観光協会会員が広告主となる場合は、会費を完納していることとする。完納していない場合、広告を掲載できない場合があります。

7 掲載の取消し

- (1) 広告主又は広告内容が、この注意事項に反することがあった場合は、協会は広告掲載の決定を取消すことがあります。
- (2) 広告主からの申し込み後のキャンセルにつきましては、当該号発行月の前々月(第一金曜17:00)までに那覇市観光協会までご連絡ください。
※以降のキャンセルの申し出については紙面校正上、お受けいたしかねますのであらかじめご了承くださいませようお願い致します。

8 免責事項

広告の掲載による責任は、広告主が負うものとし、直接的又は間接的に生じるいかなる損害についても、観光協会は賠償する責めを負いません。